

様式第三十（第18条第3項関係）

認定特別事業再編計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
令和7年3月25日
2. 認定特別事業再編事業者名
株式会社タマダホールディングスグループ

3. 特別事業再編の目標

（1）特別事業再編に係る事業の目標 （価値観）

株式会社タマダホールディングスグループ（以下、当社）は、『ライフラインインフラのトータルソリューションカンパニー』として、顧客と社会への貢献を通じてより豊かな人生の創造に挑戦することを掲げ、14あるグループ会社の連携促進、ガバナンスの強化、事業の多角化を目的とし、グループ全体での効率化を図り、各社が持続的に発展できるための体制づくりを行っている。

前身であるタマダ株式会社（以下、タマダ）創業から75年間、「エネルギーと環境施設のトータルプランナー」として、主に同分野の各種プラントエンジニアリングを中心に取り組み、実績を積み上げてきた。しかしながら、主力市場であるガソリンスタンド業界は平成7年をピークに市場縮小を続けており、2050年までにカーボンニュートラルを目指す政府方針や、社会におけるSDGs意識の高まりにより、エネルギーインフラ関連事業をとりまく環境は、今後大きな変革が求められることは避けて通れない事実である。よって既存事業の延長線上での成長には限界があり、今後の大きな環境変化に柔軟かつスピーディに対応し、健全経営を維持しながら成長する必要があると認識している。

（ビジネスモデル）

新不確実性の高まる環境変化への対応として、事業の多角化や、新規事業開発、新市場開拓を積極的に展開し、加えてM&Aにも積極的に取り組んできた。2023年4月にホールディングス化し、現在、グループ会社14社、事業領域はエネルギー、システム開発、ものづくり、プラントエンジニアリング、建築土木、空調と多岐にわたり、エネルギー及び環境施設という枠組みを超えて拡大成長を目指している。

グループ会社の一つである姥浦建設株式会社（以下、姥浦建設）は、公共土木工事を事業の核とする建設会社である。重機を使った建物基礎や道路関係の土木工事に強みを持つ一方、建築工事のノウハウや知見が薄く、成長に歯止めをかけている。またグループ会社のタマダも工事課を有しており、姥浦建設との連携を開始して久しいが、タマダの得意分野が危険物施設施工のため限定的で、グループ間の連携では補完しきれないという課題が存在する。A社は、富山県に本社を置き、富山県内を中心に一級建築士による建物の建築など、公共建築工事の実績を多く積んでいる。一方で公共土木工事への知見は浅く、かつ、営業力に限界があり、入札参加できていない工事も多数あり、機会損失の発生という課題がある。そこでこの度当社は、A社をM&Aにて子会社としてグループインさせることで、姥浦建設及びタマダは一級建築士が関与するような建物建築に関する技術・ノウハウを、A社は建物基礎や道路関連の土木工事技術やノウハウを新たに獲得することができ、3社それぞれが新たな領域に進出できるほか、3社間での人材の流動化や案件情報の共有により、3社連携での案件対応が可能となり、さらには個社では対応できない規模の案件の獲得も可能となることで、最終的には北陸地域での建築土木工事のシェア拡大を狙う。姥浦建設とA社が各々強みとする

領域の技術・ノウハウを生かし、加えてこれまでタマダが培ってきた信頼とネットワークを活かすことで、上記2社での連携だけでは想定できないような成長が可能となる見込みである。

(戦略)

当該事業については、3社での技術・ノウハウ共有にて技術向上・生産性向上を図り、各社が新規領域に進出することに加え、人材の流動化にて最適なリソース配分を実現し、案件対応の効率化及び個社では成しえなかった規模の案件対応を可能とする。引き続き土木工事は姥浦建設、建築工事はA社がそれぞれ案件獲得窓口を担うが、加えて新たなネットワークの創出や案件探索をタマダでも担うことで、営業力の強化を行う。今回の計画の実現により新規領域への進出や、さらにはグループで新たなバリューチェーン及び新たな付加価値を創出し、北陸地域における土木建築工事のオールラウンダーとしての成長を目指す。

本計画の事業の実現によって、これまでグループ内でのシナジー創出が難しかった姥浦建設において、シナジー創出の実績を積むことで、グループへの帰属意識と、さらなる成長への意識の醸成を図る。また、新たな事業会社の取得が各社の成長並びにシナジー発揮を誘引し、最終的には当社の配当収入増となりグループ会社への投資原資を確保していくことを戦略とする。

(持続可能性・成長性)

A社を取得することによって、グループにおける事業領域の拡大を実現することが可能となる。能登地域における土木建築事業も、今後市場において更なる需要拡大が見込まれるため、今回の計画に携わる企業の成長の追い風となる認識である。子会社の成長が当社の成長に直結し、グループ全体最適の視点で経営資源や顧客基盤、技術基盤を活用し、子会社の成長投資を行うという好循環を生み出していく。

また、A社は代表者が高齢であり、承継に向けた準備や対策が急務であるため、対象会社単体での承継を支援するとともに、必要に応じて当社からも承継支援を行うことで経営としての持続可能性も担保していくものである。

(ガバナンス)

2024年12月に「タマダホールディングスグループ決裁権限及び協議報告基準（グループ管理規定）」を制定しグループ全体におけるガバナンスルールの整備を行い、執行部門と監督部門の責任と権限を明確に分離したうえで、グループ各社による月次での事業報告の体制も構築されており、特別事業再編計画の進捗状況を適時適切にモニタリングできる体制にある。子会社についても前述のグループ管理規程に於いて親会社への報告事項については全て事業会社内の決裁権限を詳細に制定したこと、親会社からの派遣役員と監査役、持株会社の内部監査室による監査体制への組み込みを実施済みであり、経営におけるガバナンスは十分に発揮される体制を構築済みである。

以上により、当社は経営資源の集約化による生産性の向上、及び付加価値の創出を図り、企業価値のさらなる向上を目指す。

(2) 生産性の向上、需要の開拓及び財務内容の健全性の向上を示す数値目標

(成果と重要な成果指標(KPI))

計画の対象となる事業の生産性の向上としては、**2029年度には2023年度に比べて、従業員一人当たり付加価値額を21.0%以上向上させることを目標とする。**

需要の開拓としては、**2029年度には2023年度に比べて、当社の売上高を1.23倍とすることを目標とする。**

財務内容の健全性の向上としては、**2029年度において当社の有利子負債はキャッシュフロ**

一の5.7倍、経常収支比率は104.5%となる予定である。

4. 特別事業再編の内容

(1) 特別事業再編に係る事業の内容

①計画の対象となる事業

北陸地方における建築土木工事事業

<選定理由>

姥浦建設は従来より、地元石川県能登地域の土木工事事業者として、社会基盤を支える存在であり、グループへの参画後もタマダとの技術共有や人材交流を通して、事業力の強化を行ってきた。2024年1月の能登半島地震発災後、道路などのインフラ復旧や応急仮設住宅の整備、そして家屋の解体など、復旧・復興に尽力してきた。しかしながら、個社での供給能力に限界を感じるとともに、これまで公共土木工事を事業の中心としていたため、建築工事といった領域に対するノウハウや知見が薄く、案件対応に非常に苦労した背景がある。よって、将来的には土木建築工事のオールラウンダーとしての成長と北陸地域におけるシェア拡大を期待し、当該事業に取り組むに至った。

② 事業の構造の変更と分野又は方式の変更

A社を取得し、姥浦建設・タマダ・A社それぞれが新たな領域へ進出するとともに、それぞれの受注案件に共同で取り組み、技術・ノウハウの共有を行いながら、技術力の向上・生産性の向上を実現し、将来の成長の基盤を構築する。

なお、当該特別事業再編計画による生産性向上は当該事業分野における市場構造に照らしても持続的なものと見込まれる。

また、当該事業分野は過剰供給構造ではなく、当該特別事業再編計画を実施することにより、当社が製造、販売若しくは提供する商品又は役務の価格の不当な引上げ等が誘発されない、かつ当社が自らの下請事業者に対して、当該下請事業者が製造、販売若しくは提供する商品又は役務に要する費用の円滑かつ適正な転嫁が行われないこととし、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するものでない。

(事業の構造の変更)

- ・他の会社の株式の取得（100%子会社化による一般建設事業の承継）

<譲受会社>

名称：株式会社タマダホールディングスグループ

住所：石川県金沢市無量寺町ハ61番地1

代表者の氏名：玉田 善久

資本金：10,000,000円

<譲渡会社>

名称：A社

住所：富山県某市

代表者氏名：B氏

資本金：30,000,000円

株式譲渡予定日：2025年4月30日

(事業の分野又は方式の変更)

姥浦建設、タマダ及びA社の新規領域進出と3社共同で案件対応を行うことで、技術・ノウハウの共有、人材の流動化などを通して役務提供の幅を広げ、グループ共同で建設工事業のオールラウンダーとして成長することを目標としている。

2029年度には当該スキームでの売上高を全売上高の1.1%以上とすることを目標とする。

(2) 特別事業再編を行う場所の住所

石川県金沢市無量寺町ハ61番地1

株式会社タマダホールディングスグループ

富山県某市

A社

石川県金沢市無量寺町ハ61番地 1

タマダ株式会社

(3) 措置の相手方である他の事業者・関係事業者・外国法人に関する事項

・措置の相手方である他の事業者

富山県某市

A社

A社と株式会社タマダホールディングスグループの間に、計画開始前において資本関係はない。

・関係事業者

石川県七尾市藤橋町申1番地

姥浦建設株式会社

姥浦建設株式会社は株式会社タマダホールディングスグループの100%子会社であるため、関係事業者該当する。

石川県金沢市無量寺町ハ61番地1

タマダ株式会社

タマダ株式会社は株式会社タマダホールディングスグループの100%子会社であるため、関係事業者該当する。

(4) 特別事業再編を実施するための措置の内容

別表1のとおり

5. 特別事業再編の実施時期

開始時期：2025年4月

終了時期：2030年3月

6. 特別事業再編に伴う労務に関する事項

(1) 特別事業再編の開始時期の従業員数（2025年1月末時点）

(株) タマダホールディングスグループ	58名
A社	8名
姥浦建設（株）	23名
タマダ（株）	259名

(2) 特別事業再編の終了時期の従業員数（2028年3月）

(株) タマダホールディングスグループ	63名
A社	8名
姥浦建設（株）	26名

タマダ（株） 315名

(3) 特別事業再編に充てる予定の従業員数

(株) タマダホールディングスグループ	20名
A社	8名
姥浦建設（株）	15名
タマダ（株）	10名

(4) (3) 中、新規採用される従業員数

(株) タマダホールディングスグループ	0名
A社	0名
姥浦建設（株）	0名
タマダ（株）	0名

(5) 特別事業再編に伴い出向又は解雇される従業員数

(株) タマダホールディングスグループ	0名
A社	0名
姥浦建設（株）	0名
タマダ（株）	0名

(6) 雇用者給与等支給額の改善を示す数値目標

雇用者給与等支給額の改善としては、2029年度は2023年度に比べて、年率9.8%向上させることを目標とする。

(7) 雇用者給与等支給額を改善する旨を特別事業再編計画内において従業員に表明する旨

タマダ株式会社、姥浦建設株式会社にて表明をする。

7. その他

該当事項なし

別表 1

特別事業再編のために行う措置の内容

措置事項		実施する措置の内容 及びその実施する時期	期待する措置	
法第2条第17項 第2号の要件				
	イ 新商品の開発 及び生産又は新 たな役務の開発 及び提供による 生産若しくは販 売に係る商品の 構成又は提供に 係る役務の構成 の変化	姥浦建設、タマダ及びA社の3社共同 で案件対応を行うことで、姥浦建設 にとっては一級建築士が関与した建 物の建築領域、A社にとって重機を 使った建物基礎や道路関係の土木工 事、タマダにとっての一般建築物の 建設といった、各社各様の新規事業 領域への取り組みを目指す。各社が 各々の技術・ノウハウの共有、人材 の流動化などを通して事業領域の幅 を広げ、グループ共同で建設工事業 のオールラウンダーとして成長する ことを目標としている。2029年度に は当該スキームでの売上高を全売上 高の1.1%以上とすることを目標とす る。		
法第2条 第18項の要件		実施する措置の内容 及びその実施する時期	措置の相手方となる 他の事業者の関係	期待する措置
	六 他の会社の株 式又は持分の取 得（当該他の会 社の総株主又は 総出資者の議決 権の100分の50 を超える議決権 を保有すること となるものに限 る。）	名称：A社 法人番号： 住所：富山県某市 代表者氏名：B氏 資本金：30,000,000円 取得総数：1,520,000株 取得後出資割合：100% 取得価格：100,000,000円	保有比率：0 派遣役員割合：0%	租税特別措置法 第56条 （中小企業事業 再編投資損失準 備金）